

FAX: 078-595-6246

神戸市環境局業務課適正排出担当 あて

●家庭から出るごみと資源の出し方ルールちらし等

A「神戸市のごみの出し方ルール」ちらし _____ 枚希望

B「ワケトン BOOK」 _____ 部希望

C「ごみと資源の分け方・出し方」ちらし _____ 枚希望

外国語版ちらしを希望される方は、市 HP を参照いただき、
希望される言語と枚数をご記入ください。

外国人向け
ごみ出しルール情報



(言語・枚数) _____

●事業系ごみ啓発ちらし「ご入居の事業者の皆様へ」 _____ 枚希望

●「事業系ごみの出し方ルールブック」 _____ 部希望

【ご送付先】

ご住所	〒	
貴社名		
ご連絡先	TEL _____	FAX _____

【情報提供をお願いします】

御社で入居者に対し独自のちらしなど作成し、配布又は供覧されておられましたら、参考までFAXでご送付ください。今後ともルール変更などの情報を提供させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

2025.02

●家庭から出るごみと資源の出し方ルールちらし等

事業系ごみ啓発ちらし「ご入居の事業者の皆様へ」	「事業系ごみの出し方ルールブック」
<div data-bbox="328 1376 649 1803"> <p>ご入居の事業者の皆様へ</p> <p>事業系ごみを家庭用クリーンステーションに出すのは不法投棄です。</p> <p>【罰則】5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、さらに法人に対して3倍以下の罰金（廃棄物処理法）</p> <p>市が収集するのは、一般的家庭生活から出るごみ（家庭ごみ）だけです。</p> <p>マンション等の部屋を利用して会社・事務所（非営利事業含む）、ネットショップ、お店など事業を行っている場合、その事業から出るごみ（事業系ごみ）は、量の多少に関わらず、事業者自らの責任において適正に処理していただく必要があります。</p> <p>事業系ごみは、市では収集しません。</p> <p>事務所等が住居と同じ建物にある場合は、事務所等のごみ（事業系ごみ）と、住居での家庭生活から出るごみ（家庭ごみ）とを区分して適正に処理していただく必要があります。</p> <p>裏面へ続く</p> </div>	<p>神戸市 事業ごみとはルールが違います！</p> <p>事業系ごみの出し方ルールブック</p> <p>事業系ごみ</p> <p>事業系一般廃棄物</p> <p>産業廃棄物</p> <p>指定して出さないでください</p> <p>事業系ごみを出すには適正に処理する責任があります</p>